ハ　無人航空機若しくはその関連装置であって、次のいずれかに該当するもの（軍用に設計し又は改造したものに限る。）又はそのために特に設計した部分品

（一）無人航空機（遠隔操縦により人が制御できる機能を有するもの、自律的な飛行制御能力及び航行能力を有するもの並びに軽飛行機を含む。）

（二）（一）に掲げるものの発射機又は地上支援装置

（三）（一）又は（二）に掲げるものの誘導装置又は制御装置

ニ　軍用に設計し若しくは改造した航空機用エンジン又はそのために特に設計した部分品（一以上のワッセナー・アレンジメント参加国の航空当局によって民生用と認定された航空機用エンジン及びそのために特に設計した部分品並びにレシプロエンジン及びそのために特に設計した部分品（無人航空機用に特に設計したものを除く。）を除くものとし、軍用に改造した航空機用エンジンの部分品にあっては、当該改造に必要なものに限る。）

ホ　イ及びロに掲げる有翼航空機に使用するために特に設計した装置（空中給油装置を含む。）若しくはニに掲げる航空機用エンジンに使用するために特に設計した装置又はそのために特に設計した部分品

ヘ　加圧給油装置、閉鎖された区域での活動を容易にするよう特に設計した装置又は地上装置であって、イ及びロに掲げる有翼航空機又はニに掲げる航空機用エンジンのために特に開発したもの

ト　次のいずれかに該当するもの

（一）軍用の救難ヘルメット若しくは防護マスク又はそのために特に設計した部分品

（二）与圧呼吸機器及び部分的与圧服（有翼航空機内で使用するものに限る。）

（三）耐重力スーツ

（四）液体酸素変換装置（有翼航空機用又はミサイル用のものに限る。）

（五）有翼航空機からの緊急脱出用の射出装置又はカートリッジ作動装置

チ　パラシュート（本条において他に掲げるものを除く。）、パラグライダー若しくは高い高度から降下する者のために特に設計した装置（服、ヘルメット、呼吸装置及び航法装置を含む。）又はそのために特に設計した部分品

リ　制御されたオープニングジャンプ（高度のいかんを問わない。）のための装置であって、軍用に設計し又は改造したもの（酸素発生装置を含む。）又は投下した搭載物の自動操縦装置

十五　衛星航法システム妨害装置又はそのために特に設計した部分品

十六　高速運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体（電磁波、電熱、プラズマ、ライトガス又は化学反応（電磁波、電熱、プラズマ又はライトガスと組み合わせて使用する場合に限る。）により推進するものに限る。）であって、標的を破壊し若しくはその機能を失わせるよう特に設計したもの又はそのために特に設計した部分品（次に掲げるもの（運動エネルギー兵器用に特に設計した場合に限る。）を含む。）

イ　発射推進装置であって、単射又は速射モードで、重量が〇・一グラムを超えるものを毎秒一・六キロメートルを超える速度に加速できるもの

ロ　次のいずれかに該当するもの

（一）一次動力発生装置

（二）電気装甲

（三）エネルギー貯蓄装置

（四）熱制御器、調節器、切替機又は燃料調節装置